

令和 2 年 6 月 10 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

民間競争入札実施事業
地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務の実施状況について（案）

1. 事業の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）」に基づき、以下の内容により平成 30 年 4 月から民間競争入札により実施しており、本事業は 2 期目である。

(1) 業務内容

本事業は機構の核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）にある地層処分基盤研究施設（放射性物質等を取り扱わない一般施設）及び地層処分放射化学研究施設（放射性同位元素使用施設等における放射線発生装置、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたものの使用、貯蔵、運搬及び廃棄に係る施設）において、施設、設備等の運転管理を行うものである。

(2) 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 1 年間

(3) 実施事業者

検査開発株式会社

(4) 実施状況評価期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 1 年間

(5) 実施事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、最低価格落札方式（総合評価落札方式以外）により実施することとしており、平成 31 年 1 月 23 日の提出期限までに入札参加者 1 者から提出された技術提案書を審査した結果、要求事項を満たしていた。

入札価格については、平成 31 年 2 月 12 日に開札した結果、予定価格の範囲内で入札した。（執行回数 7 回）

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

民間競争入札実施要項で定めた確保されるべきサービスの質の達成状況に対する当機構の評価は以下のとおり。

評価事項	測定指標	評価
業務の内容	民間競争入札実施要項「1. (2)本業務の内容」で示す業務を適切に実施すること。	業務日報及び業務月報による業務内容を確認したところ、本業務が適切に実施されており、サービスの質は確保されている。
施設の運転管理に関連する重大障害の件数	落札者側の責による運転管理上の不備により、施設の運転管理に不具合が生じ、施設の運転が3週間にわたり滞る事態が発生しないこと。	落札者側の責による運転管理上の不備による施設の運転管理の不具合は1件も発生しなかったことから、サービスの質は確保されている。
規程基準類の逸脱件数	民間競争入札実施要項「別添1 13 (3)②原子力機構の規程等」に示す規程基準類に対し、本業務に起因した逸脱が発生しないこと。	原子力機構の規程基準類の逸脱件数は0件であったため、サービスの質は確保されている。

3. 実施経費の状況及び評価（金額は全て税抜）

市場化テストの導入に伴い、業務の分割※を行ったりするなど、業務実施体制の見直しを行ったため、必要となる人材の配置を変更した。これにより、142,920円の節減効果があった。

※「核種移行試験」、「施設等の運転管理」、「多重バリアの評価研究等」の3つに分割

(1) 導入前（平成29年度）

・実施経費：171,338,040円

上記、実施経費より、市場化テストの対象外とした多重バリアの評価研究等業務を控除するなど業務内容に増減があった場合における当該部分の控除した金額・・・114,231,000円①

(2) 今回（令和元年度）

・実施経費（核種移行試験）：78,672,000円

上記、実施経費より、市場化テスト導入前と比較して業務内容に増減があった場合における当該部分の控除した金額・・・69,556,800円②

・実施経費（施設等の運転管理）：53,177,640円

上記、実施経費より、市場化テスト導入前と比較して業務内容に増減があった場合における当該部分の控除した金額・・・44,531,280円③

(3)比較：(②+③)－①＝▲142,920円（約0.12%節減）

(4)評価

実施経費は、導入前と比較して経費が142,920円（約0.12%）減少し、少額ではあるが削減効果があったと評価できる。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

実施者は、クレーン点検作業、放射性固体廃棄物保管容器積上げ積降ろしの業務においてリスク低減化対策を図るため、作業マニュアルに写真や図を挿入するなどし、作業者の目線で理解のしやすさに配慮するなど、安全確保に繋がる手順書に改善したことでメンテナンス業務が円滑に実施され、作業リスクの低減及び業務の効率化に努めている。

5. 全体的な評価

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務については、放射線障害予防規程の逸脱や実施者の責による品質保証に係る重大な不適合事象及びセキュリティ上の重大障害は発生していないことから、設定したサービスの質は確保されていると評価できる。また、実施者の創意工夫による改善提案がされたことで、安全確保のための作業リスクの低減及び業務の効率化が図られたことは評価できる。

6. 今後の事業

(1)本事業への市場化テスト導入は今回が2期目である。事業全体を通した実施状況は、以下のとおりである。

- 1)実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。
- 2)機構には、監事及び外部有識者（教授、弁護士等）で構成され、契約の点検・見直しなどを行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- 3)市場化テスト導入前から以下の取組により改善を図ったところであるが、今回の入札は1者応札であった。

イ) 共同事業体による応札許容

ロ) 類似作業実績等の要件緩和

ハ) 従来の実施方法等の情報開示

ニ) 入札説明会の複数回開催（東京・茨城にて開催）

よって、次期事業においては、応札者の拡大に向けた取組として新たに入札を希望する事業者が仕様を容易に把握出来るような仕様書の記述の見直し、市場化テスト範囲の見直し検討及び業界団体等への訪問（本事業の説明）を実施するなどの改善を図る予定である。

4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していた。

5) 市場化テスト実施直前と比較し、約 0.12%の減少となった。

(2) 上述のとおり、本事業について総合的に判断すると今後の事業においても引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、公共サービスの質及びコスト削減等の努力を継続実施し、更なる競争性、透明性、公平性の確保に努めたい。

以 上